

No.	1112	分類表	大	中	小	保存
受付日	31. 3月 12日					水
実数	副村長	課長	係長	係	5	10
	原村長	原課長	原係長	原係	3	1

平成31年3月12日

原 村 長 五 味 武 雄 様

原村子ども子育て支援センター検討委員会
委員長 多田 紀子

原村子ども子育て支援センターの施設整備についての答申書

子育てしやすい環境を整えるため、るべき原村子ども子育て支援センターの姿についての村長からの諮問について、別紙のとおり答申します。

原村子ども子育て支援センターの施設整備について

答申書

急激な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを産み育てるに対する意識の変化をもたらしています。原村においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。原村は、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、子育てに取り組む家庭への支援を行うに際し、「みんなで輪を持ち、子育て・子育ち応援の村 原村」という基本理念のもと、原村子ども子育て支援事業計画を策定しております。

子ども子育て支援センターにつきましては、子ども子育て支援事業計画において、地域子育て支援拠点事業・ファミリーサポートセンター事業・利用者支援事業の場として計画され、原村の実施計画には、32年度の着工として計画されています。

平成29年4月1日に原村にふさわしい子ども子育て支援センターの姿を模索するために原村子ども子育て支援センター検討委員会設置要綱が施行され、第1回の会議を平成30年2月20日に開催して以来、平成31年2月19日まで、10回の検討委員会を開催いたしました。視察やアンケート、検討結果内容を踏まえ、子ども子育て支援センターにかかる調査審議結果を答申いたします。

1. 現状と課題

- ・子育てサロン、あひるクラブ、子育て塾はそれぞれ担当部署が違う。開設時間も毎日ではない。そのため、参加できる親子も限られ、親同士の情報交換や仲間づくりも難しく、気軽に相談しやすい環境になっているとは言えない。
- ・障害のある子ども達のための専門的な相談・訓練を受けられる場所が原村にはない。
- ・病児保育や一時的に子どもを預けることのできる施設がない。
- ・放課後、親の自家用車での迎えを待つ小中学生は他に場所がないため、図書館や公民館のロビーなどを借りており、そのマナーが問題になっている。
- ・原っ子広場は人数が多く、校庭や社会体育館などを借りたり、公民館の空部屋を借りて自習などをしており、自主的かつ安全に活動することがむずかしい。
- ・中高校生が自主勉強したり、集える居場所がないため、地域の人たちとの交流の場や地域のための活躍の機会が失われている。
- ・原っ子広場などに登録していない小学生や中学生も利用できる児童館のような施設がない。
- ・不登校の子ども達の中間教室的な居場所・相談場所がない。

2. センター建設にかかる基本理念

- ・原村の子ども・子育て支援の拠点とする。
- ・0~18歳の児童とその保護者等が誰でも利用でき、必要な支援を得られる場所であること。
- ・住民の要望が多いことから、平日と休日の開館が望ましい。
- ・保育士、保健師、相談員、指導員などを常時配置とする。
- ・既存の建物や空いている部屋の有効利用も考慮し、無駄をなくす。
- ・時間差をつけて、複数の団体が利用できるようにする。
- ・運営は子ども課と共に関係者や利用者を含めた組織が、行うようとする。
- ・多世代交流の場として活用することにより、地域づくりを担う人材を育成する。

3. 子ども子育て支援センターに必要な機能

①悩みを相談できる場

子育てについてや子ども自身が、いつでも相談できる話しやすい環境。専門的なアドバイスを受けることができ、個別相談にも応じてもらえる場所。(保健師常駐、個室の相談室)

②親子で一緒に遊べる場

親同士が交流、相談できる場。子育て中の仲間づくりが出来、お互いに子育てに関する情報交換を行う。遊具があり、いつでも安心して子どもを遊ばせることができる。授乳や食事ができ、子どもと一緒にくつろぐことができる場所。

(常に遊具が置いてある・授乳コーナー、湯沸かし器及び調乳の器具・ベビーベッド・シャワー室・食事コーナー・遊具を入れる倉庫、子ども用トイレ等)

③外遊びのできる空間

砂遊び、水遊び、木登り、ロープ遊びなど自然の中で遊ぶことができる。

(既存施設の有効活用…保育園の園庭・小学校の中庭・原っ子の森など)

④子育てに関する事業や行事を発信

子育てパンフやカレンダーの発行。(掲示板・パンフレット棚)

⑤子育て講座や講演会の開催

子育てサークルや専門家による子育て事例の検証や先進的取り組みを紹介

(間仕切りで、部屋を作る。既存の施設の有効活用。講師の確保。)

⑥子どもを一時的に預かる場

何らかの理由で保護者が子どもの面倒を見ることができないときに、一時的預かりを行う。

⑦障がい及び発育特性がある児童の支援、訓練、相談を行う場

安心して遊ぶことができる。母子通園訓練を行う。

(既存の施設の有効活用。間仕切りで、部屋を作る。訓練用の遊具。)

⑧不登校児童の居場所

不登校の児童が安心して過ごせる中間教室的な空間。

(既存施設の有効活用や、施設の時間差利用。)

⑨小中学生の放課後の居場所

小中学生なら誰でも利用することができる。落ち着いて宿題や読書ができるスペースと、ゲーム、運動やダンスの練習ができるスペースを分ける。

(児童館的施設。用途によって間仕切りで部屋を作る。既存の施設の有効活用。)

⑩中高校生の活動の拠点

友達との交流や活動等、安心して利用できる場所。

中高生と地域をつなぎ、村づくりについての活動ができる場所。

(間仕切りで部屋を作る。既存の施設の有効活用。)

⑪子ども課の事務室

子ども子育て支援センターの管理、子ども総合窓口、受付事務、子育て総合相談等。

⑫空調設備

児童や保護者が素足でも利用できる施設とする。

(床暖、エアコン、防音室等)

4. 敷地及び周辺条件

放課後の利用、既存施設の有効活用を考えると、小学校、公民館、図書館、社会体育館に隣接していることが重要であり、安全に移動できる場所がほしい。また保護者による送迎が多いことから、駐車場の確保が必要と思われる。子ども子育て支援センターの管理上、新設される子ども課はセンター内或いはセンターの近くに事務室を構える必要がある。

このようなことから、検討委員会としては中央公民館の夜間通用口に面して、子ども子育て支援センターを設置することが適当と考える。